

## 地域の子育て支援イベント等のさらなる利用に向けた 新たな広報・予約システムの実証実験提案募集要項

### 1. 策定の経緯及び目的

本市では、市内53か所の地域子育て支援センター等において、地域に向けた子育て支援のイベント等を開催しております。

これらの実施について、全市的な広報としては、現在は「かわさき子育てアプリ」（電子母子手帳）を活用しておりますが、情報共有機能が十分でないことから、広報の中心は各施設が独自で作成するチラシやSNS等になっている状況があり、地域での認知度について、施設ごとに大きな差が生じております。

また、イベントの予約管理については、各施設で紙台帳を使用した電話予約や、独自に予約管理サイトを作成する等、統一的な運用がされていないため、利用者の利便性に差があり、また、運営側職員の負担も大きなものとなっています。

「地域の子育て支援イベント等のさらなる利用に向けた新たな広報・予約システムの実証実験提案募集要項（以下、「本要項」と言います。）」は、このような現状を踏まえ、課題解決に向けた新たなシステムの運用に向けた実証実験について、連携して行う事業者を募集及び選考するために策定するものです。

### 2. 実証実験の概要

#### (1) 募集する事業内容

民間事業者が提供するシステムを活用した、本市の地域の子育て支援の情報に特化した広報及びイベント予約管理について、募集をするものです。なお、事業の実施においては、協定書等の締結を要します。

#### (2) 本市が求める提案内容

次の事項を実現できるシステム等の提案を募集します。

##### ア 必須要件

##### (全般)

- ・本項（3）～（7）に記載する事項を遵守すること
- ・「かわさき子育てアプリ」等、既存のアプリからURLでリンクすることにより、新たなネイティブアプリのダウンロードを要しないこと
- ・イベント等の登録は本市から許可を得た施設だけができること
- ・取得する個人情報は予約等に必要最小限の情報を取得することとし、実証実験の期間中は提供するシステム等の検証の目的以外には使用しないこと
- ・個人情報は管理者を除き、施設ごとの管理とすること
- ・川崎市情報セキュリティ基準と同等以上の情報セキュリティレベルを確保していること

<https://www.city.kawasaki.jp/templates/outline/170/0000120024.html>

(広報関係)

- ・各施設の登録したイベント情報が実施時期、実施場所等で一覧化できること
- ・一覧に、イベント名称だけでなく、実施の様子等の画像データも表示できること
- ・事業者の実施するイベントやセミナー等を併せて広報する場合は、本市及び許可を得た施設の実施するイベント等と事業者の実施するイベント等が利用者に明確に区別がつくこと

(予約関係)

- ・利用者がオンラインで予約の申込や予約状況の閲覧等ができること
- ・24時間予約の申し込みができること
- ・先着順の予約だけでなく、予約者の中から施設が抽選を行う形式もできること
- ・抽選をおこなった場合に当落の通知を利用者にできること
- ・キャンセル待ちの受付ができること

イ 任意要件

- ・事業期間終了後の本格運用に向けた提案

※実証実験の分析結果と任意要件に係る提案内容に基づき、市と協議の上、再審査を経て採用となった場合は、市と引き続き本格運用を実施することが可能です。ただし、随意契約を保障する趣旨ではないため、有償の場合については、本市にてインセンティブ付与を検討の上、別途公募になる可能性がございます。

(3) 実施場所

実証実験については次の7か所の地域子育て支援センターのうち、2～3か所程度を指定して実施することとします。施設の指定については、実施事業者決定後、市と協議の上で決定します。

名称	所在地
地域子育て支援センターおおしま	川崎区大島4-17-2
地域子育て支援センターふるいちば	幸区古市場1-1
地域子育て支援センターなかはら	中原区小杉陣屋町2-3-1
地域子育て支援センターかじがや	高津区梶ヶ谷4-12
地域子育て支援センターさぎぬま	宮前区鷺沼2-1
(地域子育て支援センターつちはし)	(宮前区土橋2-14-1)
地域子育て支援センターすがお	宮前区菅生5-4-10
地域子育て支援センターみなみゆりがおか	麻生区王禅寺西1-26-2

※地域子育て支援センターさぎぬまは令和5年10月1日に移転し、地域子育て支援センターつちはしに名称変更予定です。

(4) 事業期間

協定書等の締結日から令和6年3月31日まで

※市と協議の上、事業期間が変更となる場合がございます。

#### (5) 費用負担

システムの開発及び運用に要する費用その他諸経費は、全て事業者負担とし、本市は、補助金、委託料、その他一切の費用を負担いたしません。ただし、システムの設計等にあたり、川崎市の名称及び市章、独自ロゴやキャラクター等の使用を許諾し、使用料等を免除いたします。

#### (6) 知的財産権

システムに関する特許権、商標権、意匠権、著作権、営業秘密等の一切の権利は、全て事業者またはその他の権利者に属するものとします。

#### (7) 提案採用者へのインセンティブ

あらかじめ実施内容等について川崎市に許可を得ることで、事業者の実施するイベントやセミナー等を併せて広報できるものとします。

### 3. 役割分担

#### 《市で実施する業務内容》

- ・ イベントの登録
- ・ イベント予約の管理
- ・ 実証実験の実施に関する広報

#### 《事業者で実施する業務内容》

- ・ システムの維持管理・運用
- ・ 本市職員に対するシステムの使用方法等に関する研修の実施
- ・ システム利用に関する情報提供（利用者数や閲覧数など）
- ・ システム活用による分析・結果報告

### 4. 提案募集に関するスケジュール

- 本要項の公表 令和5年8月10日（木）
- 参加意向申出期間 令和5年8月10日（木）～8月24日（木）
- 質問受付期間 令和5年8月10日（木）～8月18日（金）
- 質問に対する回答期日 令和5年8月25日（金）
- 提案募集期限 令和5年9月11日（月）
- 提案選考委員会 令和5年9月15日（金）
- 選考結果の通知 令和5年9月22日（金）
- 協定書の締結 令和5年9月下旬
- 提案実施期間 協定書等締結日～令和6年3月31日（日）

※ 実施期間には、準備期間も含まれます。

※ 実施期間は、状況等を踏まえて延長する場合があります

## 5. 提案資格要件

提案を提出できる主体は、提案内容の遂行が可能である法人とし、次に掲げる資格要件を満たすこととします。なお、提案者は複数法人の組合せも可とします（資格要件はすべての法人が満たすこととします）。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 提案時において、川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱に基づく指名停止を受けていないこと。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の更生・再生手続中でないこと。
- (4) 川崎市暴力団排除条例（平成 24 年川崎市条例第 5 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 3 号に規定する暴力団員等、同条第 5 号に規定する暴力団経営支配法人等又は第 7 条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者に該当しないこと。
- (5) 神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年神奈川県条例第 75 号）第 23 条第 1 項又は第 2 項の規定に違反していないこと。
- (6) 国税（法人税又は所得税及び消費税（地方消費税を含む。））及び地方税（市民税及び固定資産税）を滞納していないこと（地方税については、本市に本社若しくは事業所がある者のみ）。
- (7) その他、違法または不正行為、本市との信頼関係を損なう行為、社会的信用を損なう行為等がないこと。

## 6. 参加意向の申出

本募集への参加意向がある場合は、別紙 1 「参加意向申出書」を御記入いただき、pdf 化したデータを上記参加意向申出期間内に担当部署宛に電子メールで提出してください。

## 7. 質問の受付及び回答

本要項等に関する質問がある場合は、上記質問受付期間内に担当部署宛に電子メールで提出してください（様式自由）。

- (1) 持参・電話・FAX・口頭等による質問は不可とします。
- (2) 単なる意見、要望又は本事業と直接関係ないと本市が判断したもの等については、回答しない場合があります。
- (3) 本要項等、既に公開されている資料に記載されているものについては、質問自体が不要と判断されるため、該当部分を質問者へ個別に提示や説明すること等によって対応する場合があります。

(4) 本要項等に対する質問への回答は、上記に示す期日までに本市ホームページにおいて公表します。

## 8. 提案の受付、辞退

参加意向申出者は、次の項目を踏まえて、提出書類等を上記提案募集期限までに担当部署宛にメール等により提出してください。データを格納した DVD-R 等を郵送される場合は期限までに本市に到着している必要があります。

なお、参加意向申出書を提出した後に提案を辞退される場合は、別紙2「提案辞退届」を御記入いただき、pdf 化したデータを上記提案募集期限までに担当部署宛に電子メールで提出してください。

### (1) 提案を求める内容

上記 2 (2)「本市が求める提案内容」に掲げる事項

### (2) 提出書類等（形式はすべて原則 pdf データとします）

ア 提案書（別紙3「計画書（様式）」に概要を記載し、詳細等は別途任意様式により提出 A4判10ページ程度）

イ 類似実績がある場合は、その実績が分かる資料（様式自由）

ウ 提案者概要（パンフレット等）

エ 登記事項証明書（本要項の公表日以降に交付されたもの）

オ 納税証明書（国税）

カ 納税証明書（川崎市税） ※本市に本社若しくは事業所がある場合のみ

### (3) 提出書類等の取り扱い

ア 提出書類等は、返却いたしません。なお、提案書類等は、提案者に無断で選考以外の目的には使用いたしません。

イ 提案募集期限後は、提案書類等の差替え、変更又は追加は認めません。

ウ 提案書の内容は尊重しますが、そこに盛り込まれた提案のすべてが提案実施に反映されるとは限りません。

エ 提案書類等の受領後、本市が必要であると判断した場合には、補足資料を求めることがあります。

オ 提案書類等の作成に係る費用は、提案者の負担とします。

カ 提案書類等の著作権は、提案者に帰属します。ただし、採用された提案については、提案者と事前に協議した上で、その内容を公表することがあります。

キ 提案書類等は、川崎市情報公開条例（平成13年川崎市条例第1号）の規定に基づき、開示を請求されたときは、公にすることにより、提案者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを除き、開示の対象となります。ただし、提案選考期間中は同条例第8条第1項第4号の規定に基づき、開示の対象となりません。

## 9. 提案選考委員会

### (1) 日時

令和5年9月15日(金) 9時から

### (2) 場所

川崎市役所第3庁舎15階第3会議室(川崎市川崎区東田町5番地4)

### (3) 提案説明

ア 提案説明は、提出書類等のほか、本市が会場内に準備するノートパソコン及びプロジェクター等を使用して行ってください。

イ 所要時間は各提案者50分(説明30分、質疑応答20分)以内とします。ただし、提案状況等に応じて、あらかじめ短縮する場合があります。

ウ 提案実施に携わる人が提案書類等の作成、及び提案選考委員会に参加してください。なお、参加者は3名以内とします。

### (4) 選考方法

選考は、本市が設置する提案選考委員会において、提案書類等及び提案説明の内容を別紙4「選考評価基準」に基づいて精査・評価し、提案採用予定者を決定します。

ア 基準点を上回る提案者が複数いた場合

提案内容を踏まえながら、もっとも得点が高い者を提案採用予定者として決定します。

イ すべての提案者の合計点が基準点を下回った場合

提案採用予定者を決定せず、募集内容等を見直した上で再度選考を行う場合があります。

ウ 提案内容に虚偽の記載があると本市が判断した場合

得点の合計に関わらずその提案者を失格とします。

### (5) その他

提案選考委員会は、川崎市審議会等の会議の公開に関する条例(平成11年3月19日条例第3号)第5条第3号の規定を準用し、非公開とします。

## 10. 選考結果の通知及び協定書等の締結等

### (1) 選考結果の通知

選考の結果は、決定後速やかに提案者に通知するとともに本市ホームページで公表します。

### (2) 協定書等の締結

選考結果の通知後、提案採用予定者と協議の上、協定書等の締結するものとします。

なお、当該提案採用予定者と協定書等の締結に至らなかった場合は、本市は次点者と

協議を行えるものとします。

(3) 提案内容の一部変更

選考結果の通知後、提案採用予定者と市において調整等を行った上で、提案内容の一部を変更できるものとします。

(4) 選考結果の取消

提案採用予定者が、協定締結までに次の事由のいずれかに該当した場合は、本市は当該提案採用予定者の選考結果を取り消すことができるものとします。

ア 提案資格を喪失したとき。

イ 提出した書類等に虚偽の記載があったとき。

ウ 正当な理由がなく、協定の締結に応じないとき。

エ 財務状況の悪化等により、提案実施に支障が生じると判断される時。

オ 社会的信用の著しい損失等により、提案採用者として適切ではないと判断される時。

カ その他、市長により、協定の締結が適当でないと判断される時。

(5) 協定書等締結後の決定取消

協定書等締結後、提案実施期間終了までに提案資格要件に抵触することが明らかになった場合には、協定書等の破棄及び提案実施を終了します。

1 1. 留意事項

(1) 提案書類等の作成に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とします。

(2) 同一の法人からの複数の企画提案の提出は不可とします。

(3) 提案実施内容の一部について、他社に委託する際は、事前に本市の承諾を受けるととします。

1 2. 提案申込先・問合せ先

〒210-8577

川崎市川崎区東田町 5 番地 4 川崎市役所第 3 庁舎 1 4 階

川崎市こども未来局 保育・子育て推進部 担当 助川・秋田

電話番号 044-200-3414 電子メールアドレス 45suisin@city.kawasaki.jp